

太陽光発電システム・蓄電池の設置費用を補助

市では、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの利用を促進するため、太陽光発電システムおよび定置用リチウムイオン蓄電池システムの設置費用の一部を補助します。

対象要件や申込方法が変わりますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

太陽光発電システム(住宅用)

◆補助金額 太陽電池出力1kW当たり3万円(上限4kW) ※市内産パネルは1kW当たり4万円

太陽光発電システム(事業者用)

◆補助金額 太陽電池出力1kW当たり3万円(上限20kW)

定置型リチウムイオン蓄電池システム(住宅用)

◆補助金額 蓄電池容量1kWh当たり3万円(上限6kWh)

申込方法

申請書(市ホームページに掲載)と必要書類を提出してください。

オンラインによる申請も可能です。



▲市ホームページ



薪ストーブ・ボイラー、木質ペレットストーブ・ボイラーなどの設置費用を補助

市では、森林資源を再生可能エネルギーとして利用し、脱炭素を推進するため、薪ストーブ・薪ボイラー、木質ペレットストーブ・木質ペレットボイラーの設置費用の一部を補助します。

◆対象

市内に住所を有し、市内の住宅に設置

市内に事業所などを有し、事業所や施設などに設置

市内の地区集会施設に設置

◆補助対象経費・金額 薪ストーブ・ボイラー、木質ペレットストーブ・ボイラー
本体購入費、排気設備、付属品および設置工事費の合計金額2分の1以内(上限20万円) ※予算の範囲内で先着順(約15台分)

◆条件

申込み時点で未購入

設置時に未使用

登録事業者から購入・設置

薪ストーブは木質ペレット兼用または二次燃焼機能付き

薪ボイラーは熱源能力が平均3万kcal以上

◆申込み 申請書に必要書類を添えて提出(申請書は市のホームページに掲載)

◆事業者登録 販売・設置工事を行う事業者の登録は、随時受け付けています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲市民向け



▲事業者向け



兵庫県「住宅用太陽光発電等」の共同購入支援事業

県では、太陽光発電設備等の設置を後押しするため、設置を希望する人を募り、一括購入(スケールメリット)などによる価格低減を図る「住宅用太陽光発電設備等の共同購入支援事業」を実施しています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

◆導入プラン

太陽光パネル単体/太陽光パネル+蓄電池

蓄電池単体(すでに太陽光パネル設置済みの方が対象)

◆募集期限 2026(令和8)年9月30日(水)まで



▲市ホームページ

《申込み・問合せ》コウノトリ共生課脱炭素推進室 ☎21-9136

予防接種助成制度の案内

《問合せ》健康増進課 ☎24-1127

	带状疱疹		成人用肺炎球菌
対象者	過去に带状疱疹ワクチンの公費助成を受けておらず、次のいずれかに該当する方 ▷2026年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる▷60~64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、身体障害者手帳1級を所持		過去に肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けておらず、次のいずれかに該当する方 ▷65歳▷60~64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される障害がある、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な障害がある
接種回数	生ワクチン 1回	不活化ワクチン 2回	1回
接種費用	2,000円	6,000円/回	4,700円
	生活保護受給者は接種前の申請で無料		市民税非課税世帯・生活保護受給者は接種前の申請で無料
接種期日	27年3月31日(水)		66歳の誕生日前日
その他	不活化ワクチンは1回目と2回目の間を2カ月あけるため、27年1月31日までに1回目の接種が必要です。 定期接種対象者には5月上旬に対象者証兼接種済証を送付しています。紛失時は、再発行の手続きを行ってください。 上記対象者以外の方への助成は、実施しません。		65歳の対象者には誕生月の翌月に対象者証を送付します。 紛失時は、再発行の手続きを行ってください。



退職した皆さんへ

国民年金の届け出は済んでいますか？

会社や官公庁などを退職した方は、国民年金第1号被保険者になりますので、届け出てください。退職した方の配偶者が第3号被保険者であった場合、第1号被保険者への種別変更が必要です。資格喪失証明書、退職辞令(公務員だった方)、基礎年金番号の分かる書類を持参の上、国保・年金課または各振興局市民福祉課で手続きしてください。

《問合せ》国保・年金課 ☎21-9061または各振興局市民福祉課

「追納」で年金受取額が増額できます

過去10年以内に国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなります。年金額を増やすために、保険料をさかのぼって納めることができる「追納制度」があります。利用には申込みが必要です。

【注意事項】

- ・過去3年度から前の期間の追納保険料は、当時の保険料額に加算額が付きます。
- ・追納は過去10年以内の保険料で、古い期間の保険料から納付する必要があります。
- ・一部免除を受けていた期間の保険料を追納する場合は、納付すべき保険料を納付している必要があります。
- ・老齢基礎年金を受け取っている方は、追納できません。

豊岡年金事務所の受付時間など

▶受付時間(通常)

平日(月~金曜日)午前8時30分~午後5時15分

▶時間延長

週初の開所日の午後5時15分~7時

▶週末相談

第2土曜日の午前9時30分~午後4時

▶持参物

マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるものと、本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参してください。

▶その他

代理者の場合は、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの、委任状と代理者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参してください。

《問合せ》

日本年金機構豊岡年金事務所 ☎22-0948